

社会調査と外国人居住者

— 中間総括へ向けたひとつの整理 —

明星大学人文学部専任講師

渡戸 一郎

はじめに

80年代中期以降の外国人居住者の急増を受けて、日本においても徐々に外国人居住者を対象とする各種の社会調査が実施されるようになった。日本における外国人登録者は1992年末にはじめて総人口の1%を超えたが、これに不法残留者と密入国者までを含めれば、すでに1.5%を優に上回るのではないかと思われる。とくにこの「外国人比率」は、大都市であるほど高くなる。把握されているのは外国人登録者データのみであるが、東京でいえば、港区7.2%、新宿区6.4%、豊島区6.3%などが高位を示し、より詳細には新宿区大久保1丁目のように20%を超える地区もすでに出現している（1992年末現在）。

これらの外国人居住者の主要な部分は、いわゆる“Newcomer”と呼ばれるアジア系の新来住外国人であるが、彼らの集住地は80年代後半段階の大都市のインナーエリアからその周辺へ、さらに90年代以降、日系人労働者の流入を受けて、豊田市や浜松市、群馬県太田市や大泉町などの地方工業都市にも及んでいる。また、この間、日本人と外国人の婚姻件数も急増しており、1992年には年間2万5千組を超えている。

こうしたなかで、「日本社会の国際化」「外国人労働者の受入れ」「日本人と外国人との共生」などのテーマで、日本人居住者に対する各種の世論調査が繰り返し実施されるとともに、次第に外国人居住者を対象とする社会調

査も取り組まれるようになってきている。本稿では、この間の外国人居住者を対象とする社会調査の展開を検討し、中間総括へ向けた課題の整理を試みたい。

自治体等による外国人居住者調査の展開

日本における外国人居住者の歴史は明治まで遡る。詳しくは山脇啓造『近代日本と外国人労働者』や永野武『在日中国人』（ともに明石書店、1994年刊）などを参照していただくとして、大正時代には東京市や大阪市において「都市下層」としての朝鮮人労働者の社会調査が行われたという前史があることだけを述べておこう。戦後の外国人政策は、日米講和条約による日本の主権の回復を契機に、旧植民地国出身者を「外国人」と位置づけ、彼らに一定の「永住権」を付与する一方、いわゆる「単純（未熟練）労働」に就く外国人労働者の導入は原則として行わない旨の閣議決定が繰り返されてきた（1967年、73年、76年）。したがって70年代までは、外国人居住者といえばもっぱら「在日韓国・朝鮮人及び中国人とその子孫」を指していたことは、周知のとおりである。

しかし前述のように、80年代中期以降Newcomerの外国人居住者が急増するに伴い、かれらはOldcomerまたはOldtimerと位置づけられるようになった。90年代中期の今日では、Newcomerの「定住化」段階への移行が指摘される一方、在日外国人の中でOldcomer

が少数派に転じ、在日韓国・朝鮮人社会では「転形期」との受け止めもなされている（『季刊・青丘』20号、1994年5月参照）。

こうしたなかで早い時期に行われたOldcomerを対象とした調査として、神奈川県による「神奈川県内在住外国人実態調査」がある（実査は1984年、報告書は『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』として明石書店より1986年刊）。この調査では、県内在住の満20歳以上の男女の該当者を等間隔無作為抽出（11分の1）し、調査員（本調査に理解のある日本人）は守秘義務を内外に明らかにするため調査実施期間中は県の臨時職員とされた。調査項目は、①デモグラフィックな実態、②労働（自営業と被雇用者に分けて調査）、③生活、④教育、⑤民族的ア

イデンティティ、⑥行政との関係及びそれへの希望、⑦その他の差別経験であった（回収率48.0%）。なお、この調査では「補充調査」として日本の学校に通う小学生（5年生以上）、中学・高校生を対象として教育にテーマを絞った簡潔な質問紙調査が企画されたが、当時の段階では「諸般の事情」から実施できなかったという（同書、271頁）。

こうした先例を別とすれば、自治体などによる外国人居住者調査が本格的に取り組みられるようになるのは、80年代末から90年代に入ってからであるとみられる。いま筆者の手にある調査事例をピックアップして、この間の動向をみると表のようになる。

表 自治体等による外国人調査事例

実施年月	調査主体	調査名（調査対象数、調査方法、有効回収率）
1984年8月	神奈川県	神奈川県内在住外国人実態調査（県内在住の満20歳以上の男女の在日韓国・朝鮮人を等間隔無作為抽出、訪問面接法、回収率48.0%）
1988年2月	東京都	東京の国際化に関する行政需要調査（一般外国人と留学生800人、郵送法、41.3%）
1988年8月	東京都	留学生・就学生の生活に関する実態調査（大学生と日本語学校就学生1万44人、郵送法、21.9%）
1988年9月	豊島区	豊島区の国際化に関する行政需要調査（大学生90人、就学生253人、一般外国人〔区立保育園の保護者等〕257人、計600人、35.2%）
1989～80年	都立労働研究所	東京都における外国人労働者の就労実態調査（事業主アンケート調査、事業主面接調査、外国人面接調査〔53件〕、就学生を対象とする外国人アンケート調査〔793票回収〕、日本人従業員アンケート調査）
1990年8月	北区	国際化に向けての区内在住外国人意向調査（区内に外国人登録している18歳以上の外国人1,040人、郵送法、30.4%）
1991年9月	世田谷区	在住外国人を対象とした世田谷区の国際化に関する意向調査（区在住の18歳以上の外国人2,466人を無作為抽出、郵送法、35.6%）
1992年7月	浜松市	浜松市における外国人の生活実態・意識調査（日系ブラジル人・ペルー人労働者調査〔留め置き法と面接法、201票回収〕、外国人労働者雇用企業実態調査、在住外国人に対する地域住民の意識調査、出稼き経験者と留守家族のブラジル現地調査）
1992年12月	東京都福祉協議会	在住外国人の福祉・生活課題に関する実態調査（外国人の互助組織、在住外国人支援団体・労組を通じて配布・回収、933票回収）
1993年1月	川崎市	川崎市外国籍市民意識実態調査（市在住の18歳以上の外国人3,200人、郵送法、38.2%）
1993年9月	豊島区	豊島区の国際化に関する行政需要調査（外国人登録者から在留年数5年未満の者を1,000人無作為抽出、郵送法、36.4%）
1994年	大阪府	定住外国人に関する意識調査（府下に居住する在日韓国・朝鮮人の4つの親族集団、三世代の生活史の聞き取り調査）

各調査をおおまかに位置づけてみよう。都や豊島区による80年代末の調査は、一般外国人との対比を意図しつつも、当時、急激な円高のなかで問題となっていた留学生・就学生の生活実態の把握を焦点に取り組みされた（筆者も当時、京都市や松本市の留学生調査に取り組んだ経験がある）。これらの調査は、大学・日本語学校の協力を得て配票する形で行われたが、調査の枠組みはまだ手探り状態で、どちらかといえば応急処置的施策指向型の調査といってよいものであった。これに対し、より基本的な政策立案の前提として、「外国人の就労実態に関する実証的な知見とそれに基づく確かな外国人労働者像をもつこと」を目的とした都立労働研究所の調査では、研究者の参加を得て立体的な調査が試みられたが、問題の「不法就労」者をサンプリングすることが不可能であるため、調査対象者を研究者の私的ルートも含めて探し出すという形となっている。3年後に実施された東京都社会福祉協議会の調査は、やはり超過滞在外国人を主要な対象としているが、外国人支援団体の協力を得ることで、この点をカバーしている。

一方、90年代に入ると、外国人居住者の多い区や市による外国人居住者調査が行われるようになった。そのなかでも、東京の北区と、世田谷区、神奈川県川崎市の調査では、外国人登録名簿を利用して無作為抽出調査を実施している。世田谷区の調査には筆者も関わったが、調査方法や調査設計の点でNewcomerを主たる対象としたところから、Oldcomerの方からの苦情があり、予測されたこととはいえ、この種の調査方法に限界があることを知らされることとなった（この点、93年の豊島区調査では、在留年数5年未満の者に限定してサンプリングを行うことで、この問題を回避する工夫が行われた）。これらに対し、浜松市

の日系人調査では、外国人登録者名簿からのサンプリング法を採らず、面接法とブラジル・レストランなど日系人が利用する施設での留め置き法の併用を採用し、一定の回収を得ている。それぞれ一長一短があるというべきか。

ところで近年、研究者による、または研究者が関与する形での外国人居住者調査が各地で取り組まれるようになってきている（場合によっては、外国人研究者の参加を含む）。それらの調査の特徴は、無作為抽出法を採らず、むしろ少数の対象者のインテンシヴな訪問面接調査が採用されていることにある。調査項目もゆるやかで、基本的な項目だけを設定し、後は面接時の対象者の自由な語りにゆだねるといった方法である。これは、外国人といっても流動的で、出身地（国）・出身階層・性・学歴などによって実に多様なこと、また、標準化された質問票では把握できない、彼らの生活歴とそれに対する彼らの内的な意味づけを索出しようとするところに、調査の意図が置かれているからである。

社会学者・奥田道らの『池袋のアジア系外国人』『新宿のアジア系外国人』（ともにめこん刊）は、そうした調査の代表的事例といえよう。ちなみに奥田らの調査では、①あなたがこの国にきたのは何故か、②あなたが耐え忍んだ事柄は何か、③あなたが育んだ夢は何か、④あなたがリアリティをもって受けとめた新しい発見、出来事は何か、の4問を鍵とした上での、一人ひとりの生き方の物語、日常生活圏の拡がりを視野としている。

このようにして得られたエスノグラフィックなモノグラフは、当然、世論調査の報告書とはかなり異なる表現形式を特徴としている。しかし、そこで語られた在住外国人の多様な生活世界とそれへの彼ら自身による意味づけの累積からは、日本人側のステレオタイプの

認識枠組みからはこぼれ落ちてしまうような、日本社会の今日の変容についての豊かな発見と示唆が得られている。やはり知人の紹介ルートを土台とした「芋蔓」方式で行われた事例調査である大阪府の調査も、研究者の参加と協力を得て、典型事例を索出し、丹念な聞き取りによる質的調査を目指していることは注目されよう。ここからは、大量サンプル調査の技術的精度を追究してきた世論調査専門機関とその専門スタッフ及びその発注者サイドが、この種の調査のあり方をどのように受けとめるべきかという、かなり基本的な問題が提起されているとも考えられる。

外国人居住者調査の中間的整理に向けて

日本都市社会学会は1994年度大会で、シンポジウム「日本都市社会学における『社会調査』の系譜と課題」を開催した。同学会の歴代会長である倉沢進、奥田道大、高橋勇悦の各氏が報告者を務め、3氏それぞれの研究の流れのなかでの社会調査の位置づけが述べられた。筆者にとってとくに興味深かったのは、そこで「社会認識と社会調査の方法」という、いわば古くて新しい問題が改めて提起されたことだった。

すなわち調査研究者が一定の社会認識の下でどのような調査方法を採用するのか、またそこで獲得された社会的リアリティの表現方法としてどのようなアウト・プットのスタイルを創造するのかという問題である。もちろん、標準化された定量的な統計的方法と、定性的な事例研究法との、それぞれの有効性と限界を踏まえた上で、取り組むべき問題あるいはテーマにもっともふさわしい方法がその都度採られるべきであろうし、場合によっては両者を併用するマルチ・メソッドが望ましいことはいうまでもない。しかし、今日では、外国人

居住者調査の方法ひとつをとっても、何をなぜ調査するのかという、調査者側の社会認識の内実が対象者からだけではなく、ある意味では社会全体から鋭く問われている。したがって、確かな社会認識に基づき、可能な限りでの的確な方法（調査枠組みを含めた）を編み出した調査だけが、次の時代の基調となる変化の方向を読み解くような、豊かな成果を上げることになると思われる。

このことは、近年の調査環境の変化のなかでなお多額のコストをかけて行われる、「社会調査」とは何なのかという基本的な問いにも深く関連しよう。本誌でもすでにこの点をめぐって、林知己夫氏が、「理学的調査」から「工学的調査」、さらに「医学的調査」の展開という形で、戦後の世論調査を総括的に振り返り、今日、「調査データによる現象探索のためのストラテジー」の科学的考察が急務であり、まさに調査者の「よって立つ立場、問題意識の明確化」が課題であるという指摘をされている（林「調査の科学－日本の調査20年をふまえて－」本誌vol. 55参照）

本題の外国人居住者調査に話を戻せば、外国人居住者調査は第一期の「問題対応型」あるいは行政需要調査のような「御用聞き型」調査の段階は終わりつつあり、むしろかれらの量的参入と定住によって日本社会がどのように変容しつつあるのかを明らかにしていくという意味で、第二期に入っていると考える。外国人居住者を在留資格別、国籍別に輪切りするだけの調査からは、もはや生産的な知見を得ることは出来なくなっている。むしろ、グローバルな社会関係の拡がりを踏まえつつ、日本社会変容の新局面をまさに多次元的・重層的に把握・分析しうる調査方法の開発が、当面の最大の課題であるといえよう。そこでは、異質性認識を含めて調査者の問題意識がもっ

とも問われることになるが、その他にも、調査方法の選択あるいは組み合わせの問題、質問文や回答文の翻訳上あるいは解釈上の異文化理解に関わる問題、調査結果の調査対象者への還元方法の問題などが山積している。また、国際結婚や教育現場での多文化教育を含

め、日本人と外国人との民族間関係の調査方法の彫琢も大きな課題になりつつある。そろそろこの間の外国人調査のあり方を中間的に再検討する段階ではないか。この小論がそうした作業に向けたひとつの整理になれば、幸いである。(了)

